

松江市未熟児養育医療に係る費用徴収規則の一部を改正する規則

松江市未熟児養育医療に係る費用徴収規則（平成 25 年松江市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表(第 3 条関係)	別表(第 3 条関係)
略	略
備考	備考
1 この表 C 階層における「均等割」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D1～D15 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項<u>及び第 5 条の 4 第 5 項</u>____の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8 略	1 この表 C 階層における「均等割」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D1～D15 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、<u>第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項</u>の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2～8 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。